

プロポーザル方式

問 ガイドラインについて

プロポーザル方式は、提案内容によっては価格に大きな変動がある業務を発注する場合に、価格のみによる競争ではなく、技術提案書の提出を求め技術的に最適なものを特定する契約方式です。

答

当市においては、多様な業務委託に対応するため、大きく分けて「設計・コンサルタント業務」、「情報システム開発業務」、及び「その他プロポーザル方式が適当と認められる業務」の3項目について基本的事項を定めています。

参加業者の選定方法については、当市の入札参加資格を有する者の中から対象業務の履行能力を有すると認められる者を選定しますが、特殊業務については資格を有しない者も参加できるものとしています。

審査委員会の設定方法については、発注担当課における業務の特殊性、委託料の多寡を勘案し、案件ごと

に委員会を設置し公正性、客観性を確保するよう努めています。

落札決定基準については、提出された技術提案書を評価し、最優秀提案者を第一候補者に選定し、地方自治法施行令で定める随意契約の手続きを行い、市が定める予定価格以下の者を落札者と決定するものです。また、透明性を図るため、公共工事入札・契約適正化法に基づき公表することになっています。ただ、客観性や透明性が確保されなければ、評価方法や評価項目、候補者選定が恣意的となり、当初の目的が果たせないという懸念もあり、審査委員会や情報公開のあり方など十分議論する必要があると思っています。

今後、県や他市の状況を参考にしながら、当市に適した要綱や契約の手続き方式を検討していきたいと考えています。

交通弱者対策

問

通学バスの運用について

答

現在、スクールバスは、大洲地域6台、長浜地域3台、河辺地域2台の計11台を保有しています。今後においては、小学校統廃合計画の対象校に対応するため、9台程度のスクールバスの購入が必要と見込んでおり、最終的には20台程度になると思われます。

スクールバスの住民利用については、交通機関のない地域等の住民に係る運行であること、児童・生徒の登下校に支障がないことなどを要件とし、住民福祉のために文部科学省の承認を得て実施しており、小学校と中学校を併せて実施する場合、基本的には登校が1便、下校が3便という状況になり、これにより地域における交通便利性の向上を図れるものと考えています。また、スクールバスの運行範囲に路線バス等の公共交通が存在する場合には、バス事業者との調整も必要となりますので、地域の実情に応じて協議を行いながら住民利用の範囲を決定していきたいと考えています。登下校以外の時間帯におけるスクールバスの活用につ

いては、市内の各小中学校からの要請に応じ学校行事に活用されていることや、登下校の時刻も授業等に合わせたものとなっております、さらに天候等の状況によっては急に運行時刻が変わることなどの問題があることから、曜日を決めての利用は難しいと考えます。

したがって、まずは小中学校の登下校に合わせたスクールバスの住民利用により、地域の基礎的な交通手段を確保することに努め、その上で新たに必要とされる交通施策の検討を行っていききたいと考えています。

子育て支援

問 子どもの医療費無料化について

子育て中の人やこれから子育てをする人たちが、安心して子供を産み育て、夢や喜びを感じる事ができるように環境づくりが、今後大変重要な課題であると認識をしています。

このことから、平成23年度においては、親の働く権利と家族の生活を守るため、

児童保育事業を6カ所で実施するとともに、乳児を抱えている母親の支援として、乳児のいる全家庭を訪問し、子育てに関する相談や情報提供を行っています。

また、平成24年度からは、この児童保育を新たに5カ所で開催することとし、現在その施設の改修や指導員の募集などの準備を進めています。

当市の子どもの医療費無料化については、平成20年度から事業を拡大し、対象年齢を3歳から6歳に引き上げて実施していますが、県内の5市6町においては小学校入学以降の医療費についても何らかの形で助成をされています。

来年度においては、隣接市町である西予市が小学生の入院医療費無料化を、内子町が小学生の入院・通院医療費無料化の方針を示されています。

このようなことから、当市においても、来年度より対象範囲を小・中学生まで拡充し、入院における医療費の無料化を実施する方向で検討しています。また、医療費の助成額に